

防府市高齢者保健事業推進会議設置要綱

令和3年10月1日制定

(目的及び設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第125条の2第1項の規定に基づき、山口県後期高齢者医療広域連合から防府市が受託実施する高齢者保健事業に関し、国民健康保険保健事業（国民健康保険法第82条第3項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業）及び地域支援事業（介護保険法第115条の4第1項から第3項までに規定する地域支援事業）の一体的な実施（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）の事業を関係部署と連携して行うため、防府市高齢者保健事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一体的実施の事業に関すること
- (2) 一体的実施に関する庁内関係部署の連携及び協力に関すること
- (3) その他一体的実施に関連する事項に関すること

(組織等)

第3条 推進会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健こども部次長（総括）の職にある者をもって充てる。委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、別表1に掲げる当該関係部署の長及び主幹（技術職）をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、保険年金課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認める場合において、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(実務者会議)

第5条 第2条各号に規定する所掌事務について、必要に応じ実務者会議を開くことができる。

2 実務者会議は、別表 1 に掲げる当該関係部署の長が推薦する職員をもって
充てる。

(事務局)

第 6 条 推進会議及び実務者会議の事務局は、保健こども部保険年金課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、
推進会議で決定する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係・第 5 条関係)

保険年金課 高齢福祉課 健康増進課
